

令和6年5月28日
第1回川西市立学校のあり方審議会

資料3

令和6年度の審議事項について

目次

(1) 川西市の現状

(2) これまでの経緯

(3) 川西市のめざす教育「教育大綱」について

(4) 国の基準について

(5) 令和6年度の審議事項について

目次

(1)川西市の現状

(2)これまでの経緯

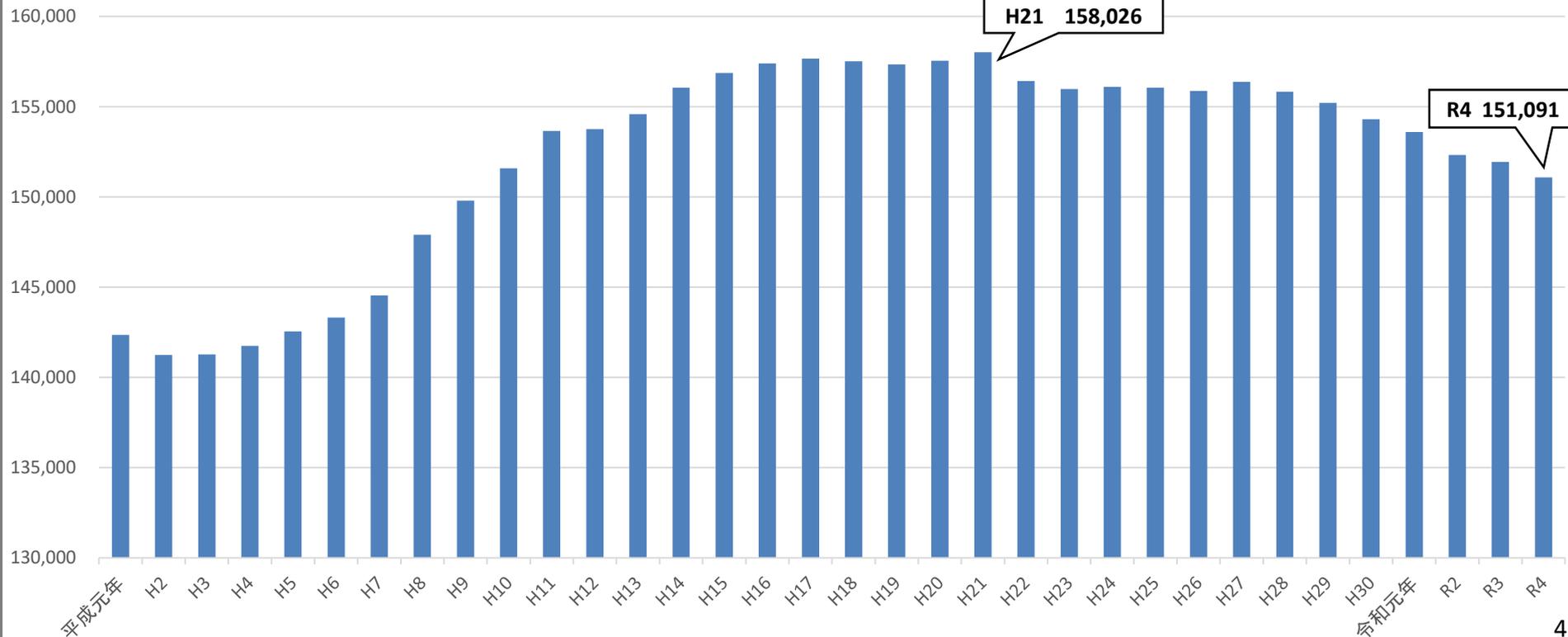
(3)川西市のめざす教育「教育大綱」について

(4)国の基準について

(5)令和6年度の審議事項について

川西市の人口推移

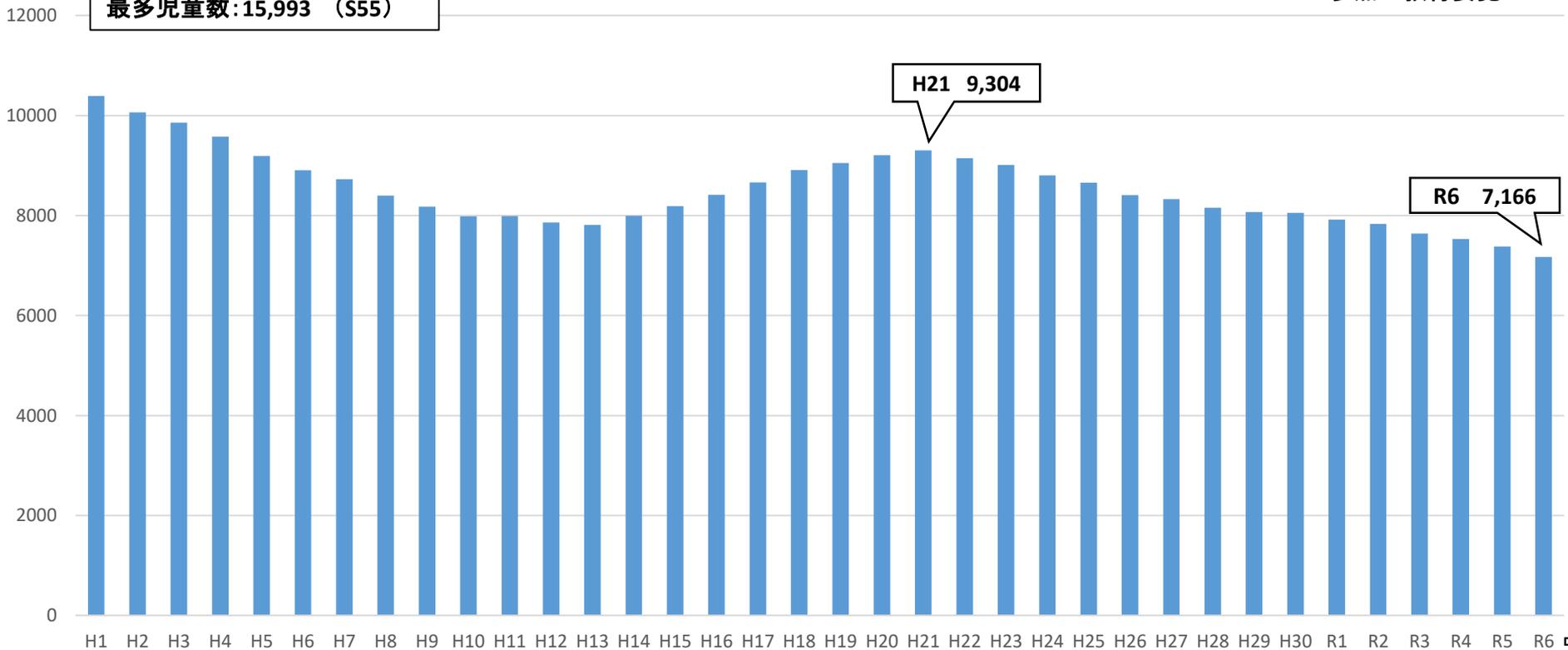
参照: 令和4年度川西市統計要覧



川西市立小学校児童数 推移

参照：教育要覧

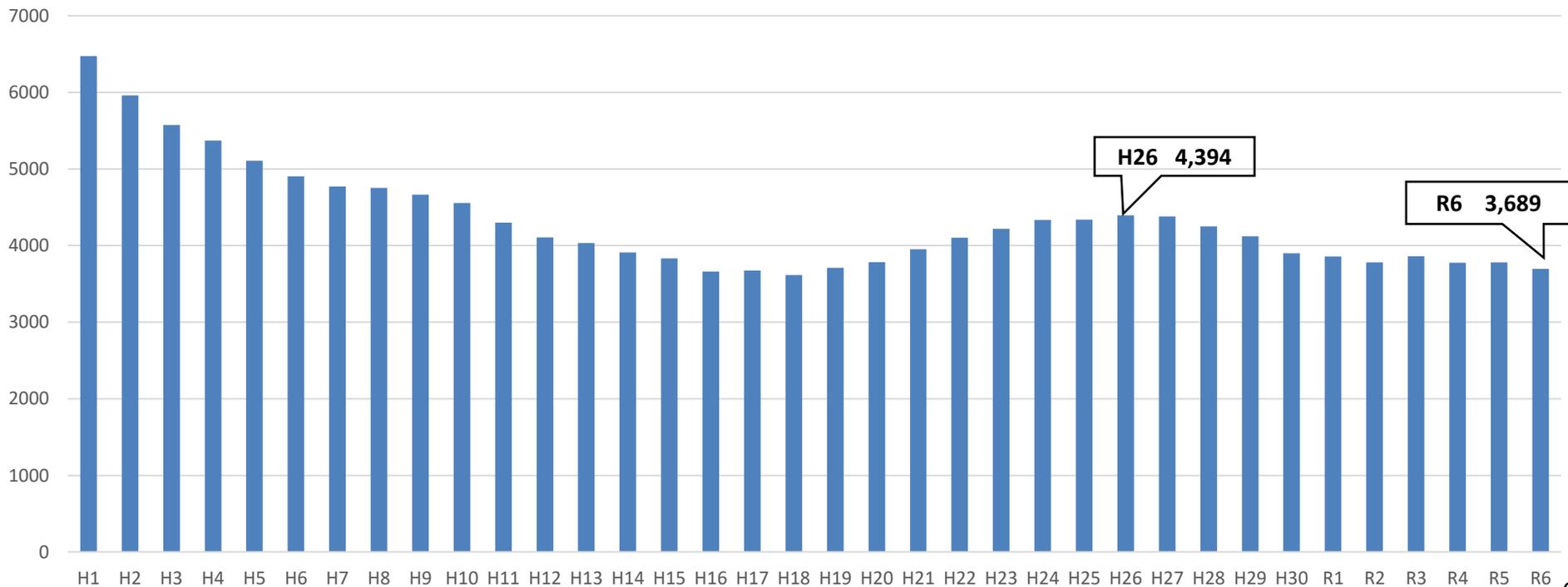
最多児童数：15,993（S55）



川西市立中学校生徒数 推移

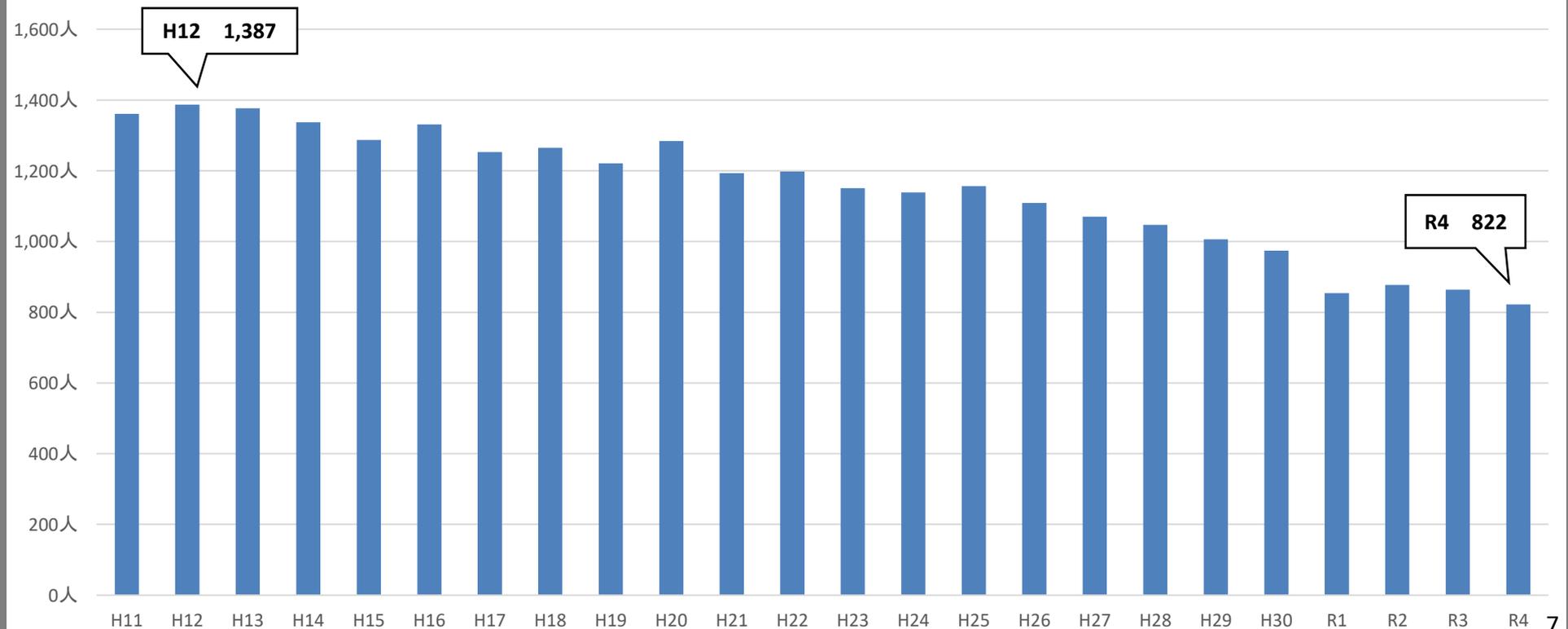
最多生徒数:8,024 (S60)

参照：教育要覧



川西市出生数 推移

参照：人口動態統計



現在の小学校・特別支援学校

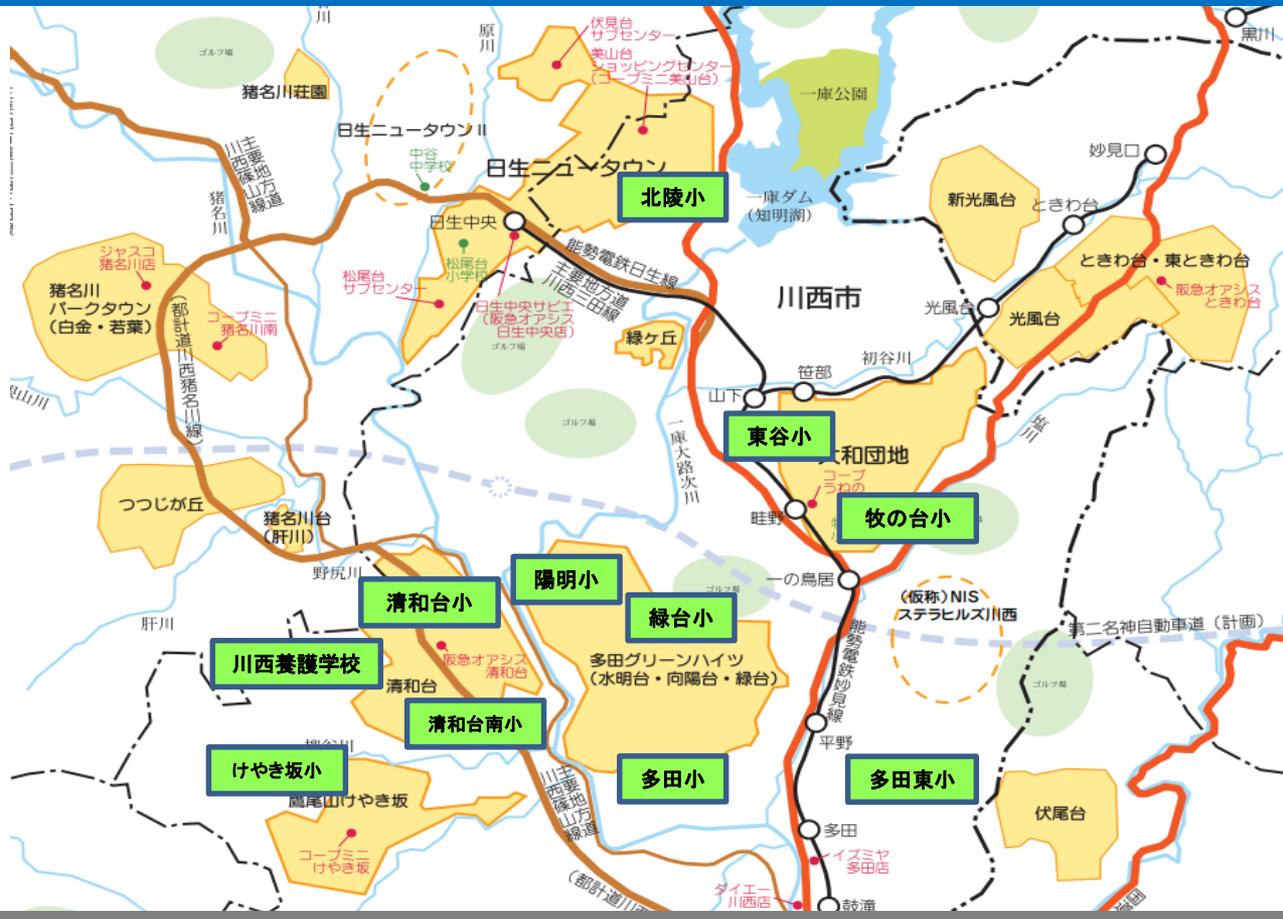
小学校 16校

久代小、加茂小、川西小
桜が丘小、川西北小、明峰小
多田小、多田東小、緑台小
陽明小、清和台小、清和台南小
けやき坂小、東谷小
牧の台小、北陵小

特別支援学校 1校 川西養護学校



現在の小学校・特別支援学校



現在の小学校・特別支援学校



川西養護学校について

川西養護学校は、川西市及び猪名川町在住の児童生徒が通う特別支援学校です。肢体不自由のある児童生徒を対象とし、一人ひとりの障がいや心身の発達に応じた教育を行っています。必要に応じて医療的ケアも行っています。

川西養護学校児童生徒数(令和6年度)

現状	小学部	中学部	高等部	合計
人数	15	6	6	27
クラス数	6	2	2	10

《児童生徒数》

全校生 27名

- ・川西市在住 ……18名
- ・猪名川町在住… 9名

現在の中学校

中学校 7校

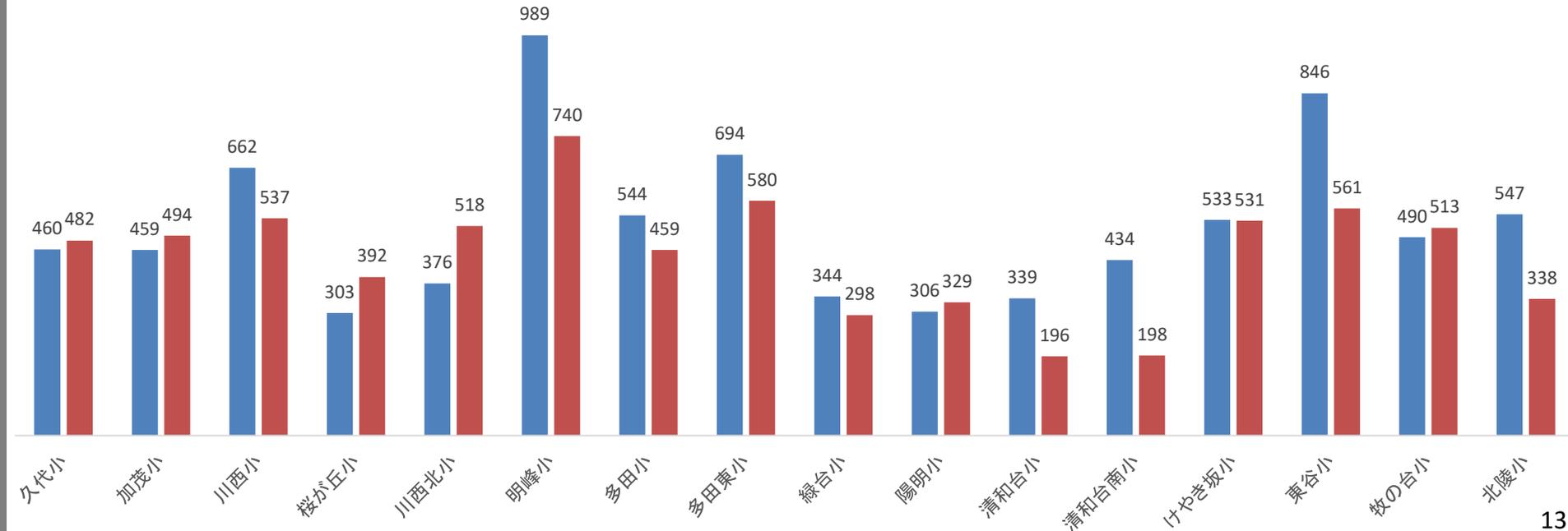
川西南中、川西中
明峰中、多田中
緑台中、清和台中
東谷中



学校別児童数 推移(小学校)

参照：教育要覧

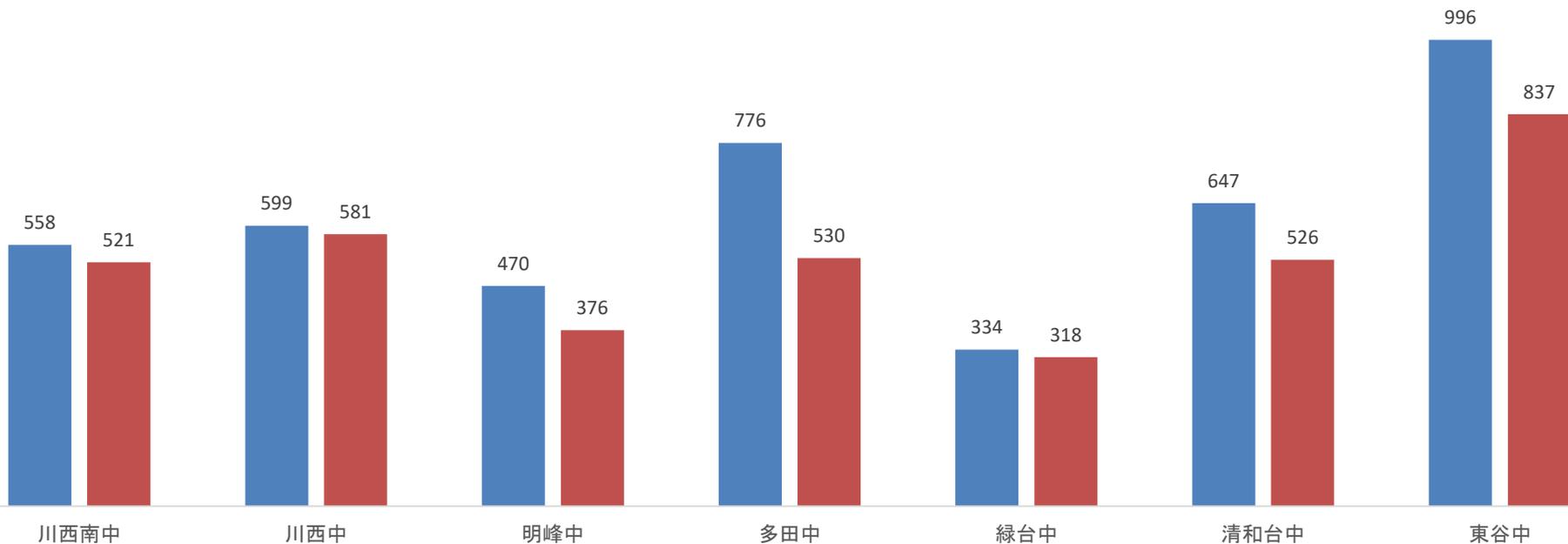
■ H27 ■ R6



学校別生徒数 推移(中学校)

参照：教育要覧

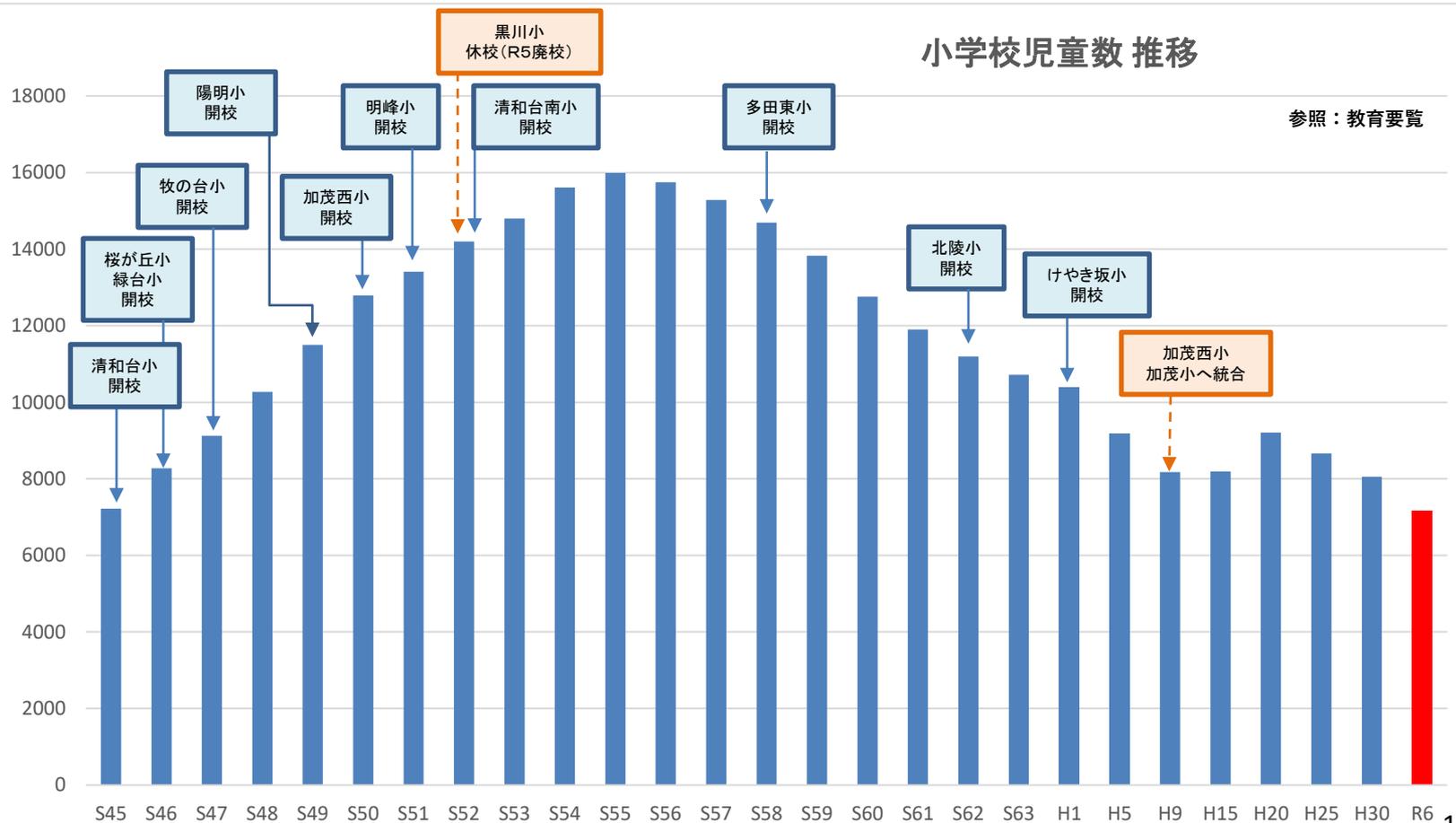
■ H27 ■ R6



川西市立小学校開校年度

小学校児童数 推移

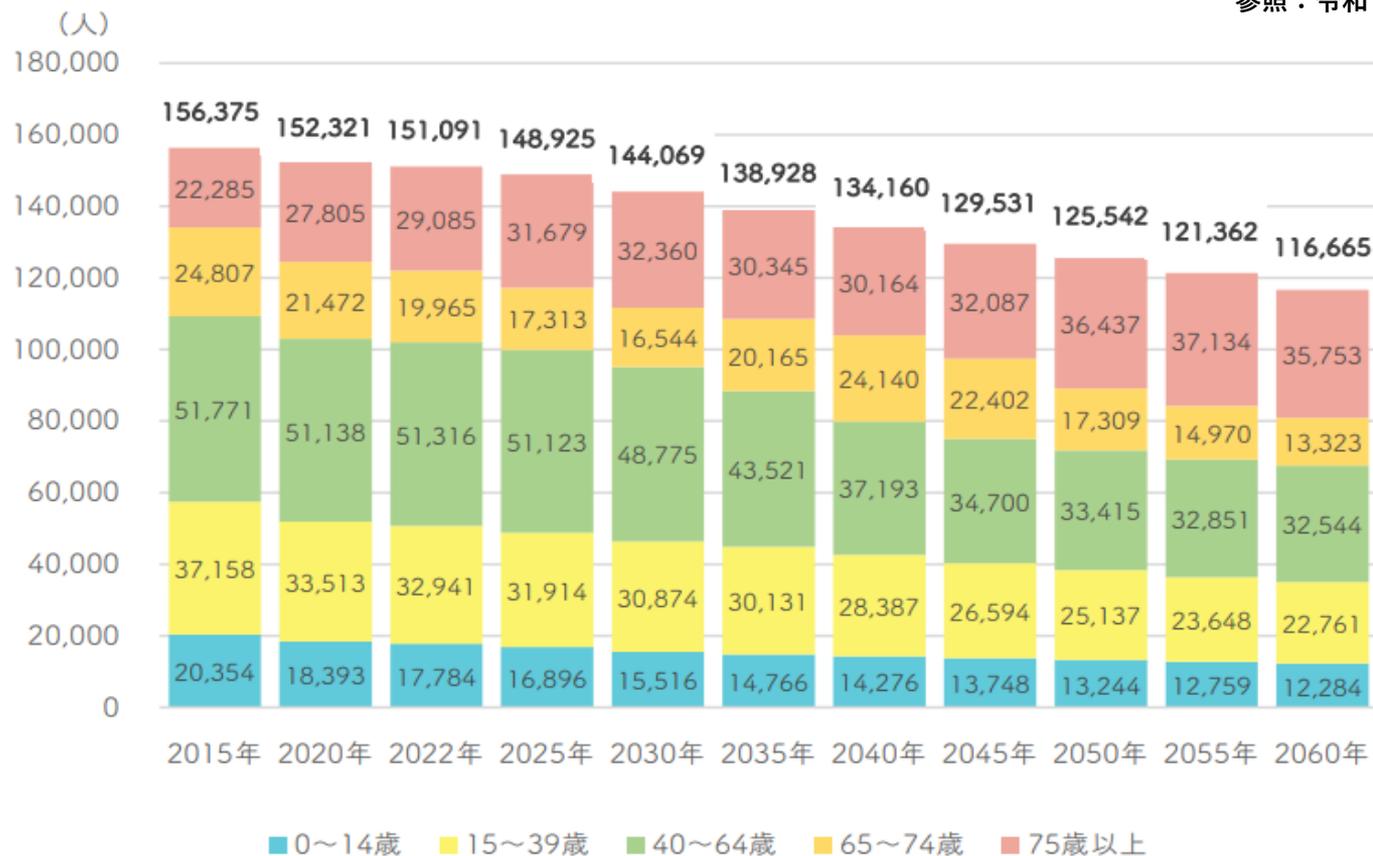
参照：教育要覧



昭和44年時点 小学校7校
久代小
加茂小
川西小
川西北小
多田小
東谷小
黒川小

川西市 将来人口推計

参照：令和4年度市人口推計報告書



目次

(1) 川西市の現状

(2) これまでの経緯

(3) 川西市のめざす教育「教育大綱」について

(4) 国の基準について

(5) 令和6年度の審議事項について

これまでの経緯（校区審議会）

川西市における学校配置の適正化に関する課題については、川西市立学校校区審議会において、従来から検討を重ねてきました。

平成6年度 審議会	「桜が丘小学校・緑台小学校・陽明小学校・清和台小学校・清和台南小学校については、長期的な展望に立って検討する必要がある」と示された。
平成16年度審議会	「桜が丘小学校・緑台小学校・陽明小学校・清和台小学校・清和台南小学校について、少なくとも現段階においては、この数年間に著しくバランスを欠くこととなる学校があるとは判断できないとの結論に至った」という審議の結果を受け、断続的課題として、慎重に検討を加えていく必要があると確認された。
平成26年度 平成27年度審議会	平成27年6月に「緑台小学校と陽明小学校、清和台小学校と清和台南小学校を統合せざるを得ないと認める」という答申が示された。

これまでの経緯（教育委員会）

平成27年8月 教育委員会定例会

中・長期的な少子化による児童数減少という状況下において、教育の質の維持・向上のために両地区における統合は必要であるとの判断のもと、緑台小学校と陽明小学校、清和台小学校と清和台南小学校の統合について以下の2点を決定した。

- 1 緑台小学校と陽明小学校を統合のうえ、平成30年度の新入学生から新学校（旧陽明小学校校舎を使用）で運営する。
- 2 清和台小学校と清和台南小学校を統合のうえ、平成31年度の新入学生から新学校（旧清和台南小学校校舎を使用）で運営する。

これまでの経緯（教育委員会）

平成27年10月～ 地区説明会

清和台地区、多田グリーンハイツ地区にて説明会を実施し、事務局から統合する旨を地域に説明をした。地域からは、事前に相談がなく、統合を決定したことは説明不足であるという意見が多くあった。

	学校名	第1回	第2回	第3回
市立学校 統合説明会	緑台小学校	10月24日	1月16日	5月22日
	陽明小学校	10月12日	1月16日	5月22日
	清和台小学校	10月25日	1月24日	5月21日
	清和台南小学校	10月25日	1月24日	5月28日

これまでの経緯（教育委員会）

平成28年6月 教育委員会定例会

小学校統合に関して再検討をする旨を決定した。
主な理由としては、以下の3点

① 児童数の推計の検証について

⇒地区内の転入事情等の要素を考慮していなかったため、実態と異なる推計結果が出る
ことがあった。

② 統合へのプロセスについて

⇒これまでの統合を進めていく過程で、十分な理解を得ることができなかった。

③ 保護者や地域住民への説明プロセスについて

⇒統合に向けての合意形成を図る過程で、保護者や地域の方々への説明等で、意見を
聴く機会をより充実させていく必要があった。



再検討に関する説明会を、各地区で8月に開催した。

これまでの経緯（教育委員会）

平成29年2月 教育委員会定例会

「学校配置の適正化に関する手順」を作成した。主な内容は下記の通り

① 適正化実施条件

⇒年度当初に、いずれかの学校の複数学年に単学級の実態がある場合、学校配置の適正化に向けて、学校、保護者、地域の方々との協議を進め、当委員会において具体的に検討していく。

② 新たな児童推計手法

⇒住民基本台帳データ数値を基礎に、小学校区毎の過去5年間の転出入による児童数の推移（0歳児から5歳児）の傾向を把握し、その傾向を反映させたものを小学校入学予定児童数の推計として算出する。

③ 学校配置の適正化に関する手順について

⇒学校配置の適正化を進める場合には、学校配置の適正化実施時期、学校の選定、通学上の安全確保、その他、配慮すべき事項について協議を進め、保護者説明会や地域説明会を開催するなど、学校・保護者・地域の方々の理解と協力が得られるように努めていく。

これまでの経緯（教育委員会）

平成29年5月 地区説明会

「学校配置の適正化に関する手順」に関する説明会を清和台地区、多田グリーンハイ
ツ地区にて実施した。

「学校配置の適正化に関する手順」 に関する地域説明会	清和台小学校	5月14日
	清和台南小学校	5月14日
	陽明小学校	5月21日
	緑台小学校	5月21日

平成31年2月 白紙撤回

両地区における小学校統合計画は白紙とする決定をした。
理由としては、以下の2点

- ① これまでの進め方では、保護者や地域住民の皆様の声を十分に把握できていなかった。
- ② 学校配置は、教育の視点のみではなく、「まちづくり」の視点と合わせて検討する必要がある。

目次

(1) 川西市の現状

(2) これまでの経緯

(3) 川西市のめざす教育「教育大綱」について

(4) 国の基準について

(5) 令和6年度の審議事項について

川西市教育大綱

川西市では、令和5年度に教育大綱を策定。

教育大綱の三つの基本姿勢

- ①「公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する」
- ②「主体的に学び続ける力をつける教育を実現する」
- ③「社会に参画する人材を育てる」

川西市教育大綱

学校教育のテーマ

「すべての子どもたちに
充実した学び、育ちを」

川西市教育大綱

「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」

- ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実
- イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現
- ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進
- エ 学校運営をみんなで考える体制の構築
- オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成

川西市教育大綱

「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」

力 新たな部活動環境の構築に向けた

社会移行の実現

キ 学級規模、学校規模を検討し、

質の高い教育環境の整備

ク 就学前教育保育施設と学校との連携の強化

ケ 人権教育、多文化共生教育の推進

川西市教育大綱

「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」
キ 学級規模、学校規模を検討し、
質の高い教育環境の整備

- 1 子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要です。そのため、子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。

目次

(1) 川西市の現状

(2) これまでの経緯

(3) 川西市のめざす教育「教育大綱」について

(4) 国の基準について

(5) 令和6年度の審議事項について

適正規模（国の基準）

学校規模 国の基準

小学校：12～18学級（各学年2～3学級）

中学校：12～18学級（各学年4～6学級）

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条
学校教育法施行規則第41条、79条

クラス数と教職員配置数について

【小学校 教頭及び教諭数】

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1	2 人	10	12 人	19	22 人
2	3	11	13	20	23
3	5	12	14	21	24
4	6	13	16	22	25
5	7	14	17	23	27
6	8	15	18	24	28
7	9	16	19	25	29
8	10	17	20	26	30
9	11	18	21	27	31

※特別支援学級数を含んだクラス数

クラス数と教職員配置数について

【中学校 教頭及び教諭数】

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1	2 人	10	17 人	19	30 人
2	5	11	18	20	31
3	8	12	19	21	32
4	8	13	20	22	34
5	9	14	22	23	35
6	10	15	23	24	36
7	12	16	25	25	38
8	14	17	27	26	40
9	15	18	28	27	41

※特別支援学級数を含んだクラス数

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き 【平成27年 文部科学省】

【小学校】

現行の学校規模の国の基準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として右記のように整理した。

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

学校全体及び各学年の児童数を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き

【平成27年 文部科学省】

【中学校】

現行の学校規模の国の基準(12～18学級)を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として右記のように整理した。

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

学校全体及び各学年の生徒数を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【6～8学級：

全学年がクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

学校全体及び各学年の児童数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年がクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

適正配置(国基準)

通学距離 国の基準

小学校：4 k m以内

中学校：6 k m以内

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

川西市遠距離通学補助金

川西市黒川・国崎・横路地区に居住し、かつ、川西市立東谷小学校又は東谷中学校に在学する遠距離通学となる者に対し、通学に要する費用を補助し、当該遠距離通学に伴う経済的負担の一部を軽減し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、川西市遠距離通学補助金を交付する。

※川西市黒川・国崎・横路地区から東谷小学校、東谷中学校までは、国の適正配置基準を超える4km、6km以上の距離

【補助金額】

- ・学期定期乗車券の相当額、長期休業中のクラブ活動参加のための通学にかかった実費相当額
- ・タクシー送迎による実費相当額(小学校1, 2年生)

目次

(1) 川西市の現状

(2) これまでの経緯

(3) 川西市のめざす教育「教育大綱」について

(4) 国の基準について

(5) 令和6年度の審議事項について

学校のあり方審議会設置の経緯

① 川西市の現状

学校の小規模化の傾向が今後も続くと予想される

② 教育大綱

「子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を
実現するためには、集団で学び合う環境が必要」



川西市立学校のあり方審議会を設置し、
これからの川西市の学校のあり方を検討していく

学校のあり方審議会で議論する内容

「子どもたちの学びを保障し、
質の高い教育を実現するために」

- ① 適正な学級規模・学校規模について
- ② 学校の適正配置について
(通学距離・通学時間)
- ③ 特色のある教育について
- ④ 学校と地域との関係について

令和6年度 教育委員会の取組み

今年度の審議会後、審議会の答申をふまえ、
教育委員会が「川西市立学校のあり方基本方針」を作成する。

川西市立学校のあり方基本方針 目次(例)

- I はじめに 《策定の目的、検討経緯、めざす教育 等》
- II 川西市の市立学校の現状 《児童生徒数の推移、施設の現状 等》
- III 適正な学級規模・学校規模と適正配置
《めざす学校規模(クラス数)、適正配置(通学距離) 等》
- IV 特色のある教育について 《小中一貫教育 等》
- V 学級規模・学校規模を検討する際の注意事項 《児童生徒への配慮 等》

今後の審議会日程について

	日時		内容
第2回	6月11日(火)	18:00~	学級規模・学校規模について
第3回	7月 3日(水)	10:00~	学校の適正配置について
第4回	7月17日(水)	10:00~	特色のある教育について
第5回	8月16日(金)	18:00~	学校と地域との関係について
第6回	9月26日(木)	15:00~	川西市立学校のあり方基本方針について
第7回	10月29日(火)	18:00~	